

## 令和6年度償却資産(固定資産税)の申告を忘れずに

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産をいい、固定資産税の課税対象となりま  
す。例えば、会社や個人が事業(工場、商店、建設業、アパート経営、農業等)のために所有している構築物や機械、器具、備品等が対象です。  
毎年1月1日(賦課期日)現在で市内に償却資産を所有している方は、地方税法の規定により申告をする必要があります。  
また、所有している資産の課税標準額が150万円未満になると見込まれる場合でも、事業用として使用している間は申告する必要があります。申告の方法等、詳細は問い合わせください。  
※太陽光発電設備について、発電出力が10kw以上の余剰売電または全量売電の場合は、償却資産に該当し申告が必要となります。  
※事業の休止により、事業

## 家屋を取り壊したときは

登記していない家屋を取り壊した場合は、税務課に家屋滅失通知書の提出が必要になるため、ご連絡ください。  
登記している家屋を取り壊した場合、滅失登記が必要になるため、手続きについて千葉地方税務局東金出張所にご確認ください。  
確認ください。法務局で滅失登記の申請をしていただく  
と、市にその旨が通知され、固定資産課税台帳の滅失処理を行います。  
固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の状況で課税されます。そのため、家屋を取り壊した翌年度から課税されなくなります。

## 東金市外三市町清掃組合 令和5・6年度 入札参加資格審査申請書の追加受付

東金市外三市町清掃組合が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、委託、物品購入の入札参加を希望される方を対象に、令和5・6年度入札参加資格審査申請の追加受付を行います。  
▶受付期間=令和6年1月15日(月)~2月2日(金)  
▶申請方法=郵送または持参  
※要領や申請書類は組合ホームページより取得できます。  
☎東金市外三市町清掃組合総務課  
☎0475(55)9131

の用に供していない資産がある場合は、固定資産として課税対象外となりますので、減少の申告をお願いします。  
※「eLTAX」による電子申告も利用できます。  
▼申告期限 令和6年1月31日(水)  
※郵送の場合は、1月31日(水)の消印まで有効。  
☎0475(70)0322  
☎0475(70)0322



取り壊しを行った年度はそのままの課税となりますので、ご了承ください。  
【注意事項】  
住宅を取り壊した場合は、住宅用地に対する特例措置が適用されなくなり、翌年度から土地の固定資産税の税額が上がる場合があります。  
☎0475(52)2402  
☎0475(70)0322

## 市営住宅の入居者募集

▶募集住宅=東宮谷市営住宅(大綱2907番地5)  
▶建物概要=鉄筋コンクリート3階建(65.1㎡/戸、平成11年築、都市ガス、水洗トイレ)※エレベーター無し。  
▶募集戸数=1戸(2階、3DK)  
▶家賃=21,100円~41,400円  
※月収によって決まります。  
▶入居可能日=令和6年2月1日(木)以降  
▶入居資格  
①同居している親族または同居しようとする親族がいること。  
※60歳以上、DV被害者、障がいのある方などは規定の要件を満たせば単身入居可。  
②月収が15万8千円(条件により21万4千円)以下であること。  
※月収の計算方法=(世帯の年間総所得額-公営住宅法による控除額)÷12。  
③現に住宅に困窮していることが明らかであること。  
※申込受付後、住宅困窮についての実地調査を行います。  
④申込者または、同居しようとする者が暴力団員でないこと。  
▶申込方法=都市整備課で市営住宅入居募集案内、入居申込書を配布します。市営住宅入居者募集案内の入居資格を確認し、入居申込書に必要書類を添付して都市整備課に持参してください。  
▶申込締切=12月15日(金)17時15分まで  
▶選考方法=申込者複数の場合は、市営住宅入居者選考委員会で決定します。  
詳細は問い合わせください。  
☎0475(70)0364

## 農業者年金に加入しましょう

農業者が加入できる農業者年金は、国民年金(基礎年金)に上乗せする公的年金であり、たくさんの方のメリットがあります。  
農業者が加入できる農業者年金は、国民年金(基礎年金)に上乗せする公的年金であり、たくさんの方のメリットがあります。  
金の保険料納付免除者を除く)または、年間60日以上農業に従事する65歳未満の方で国民年金任意加入者の方は、どなたでも加入できます。  
・安定的な財政方式である積立方式・確定拠出型の年金です。  
・保険料は月額2万円から6万7千円まで(35歳未満で一定の要件を満たす方は35歳到達まで1万円から6万7千円)の間で、千円単位で自由に決められ、いつでも見直せます。  
・年金は終身受給できます。  
☎0475(70)0393

## 頑張る中小企業を資金融資制度で応援します

中小企業者の経営の安定化や成長をサポートするため、千葉県信用保証協会と地域金融機関と連携して運営している融資制度です。  
市内の中小法人および個人事業主へ融資を行っています。また、融資を受けた事業者へ利子補給を行っています。  
融資制度の概要や貸付要件等については、市ホームページをご覧ください。お問い合わせ ☎0475(70)0356

制度の特徴とメリット  
・年間60日以上農業に従事する60歳未満の方で、国民年金第1号被保険者の方(国民年金)  
・貸付金融機関  
・千葉銀行大綱支店  
・千葉銀行大綱支店  
・京葉銀行大綱支店  
・千葉興業銀行東金サンピア支店  
・銚子信用金庫東金支店  
・房総信用組合本納支店  
※融資を希望する方は、金融機関にご相談ください。  
☎0475(70)0356

## 令和5年度 住宅用設備等 脱炭素化促進事業 補助金の申請受付は 終了しました

今年度の補助金申請受付は、予算額に達したため終了しました。  
令和6年度の補助金については、令和6年5月からの受付を予定しています。詳細が決定次第、ホームページや市広報紙にてお知らせします。  
☎0475(70)0386



## ガスストーブ・ファンヒーターを安全に使いましょう

ご使用の際は次の点に注意して、正しく安全に使用しましょう。

・1時間に1~2回程度、窓を開けるなどして新鮮な空気を入れ替えましょう。

・ファンヒーターのフィルターはこまめに掃除しましょう。

・器具の周辺に燃えやすいものは置かないでください。また、小さなお子さんのいる家庭ではやけどなどに注意しましょう。

### 〈ガスメーターの点滅について〉

マイコンメーターの機能の一つとして、ガスの流量を常時監視し30日間連続してガスの流れが発生していると警報表示として、赤ランプが点滅してお知らせする内管漏洩検知警報機能があります。ガス漏れ以外でも給湯暖房器(床暖房、連続運転の給湯器)や種火式の機器等の連続使用により30日間でガスの流れが常時検出された場合に警報表示機能が働きます。この場合、1時間以上、家全体のガスを止めることで警報表示が解消されます。点滅が消えない場合は、ガス漏えいの疑いがあるため、ご連絡ください。  
☎ガス事業課 ☎0475(72)1131

市営ガスは、家計にも環境にもやさしい県産天然ガスを供給しています(供給しているガス種は12Aです)。

## 農業用資材の価格高騰の影響を受ける農家の皆さんを支援します

### ◆千葉県農業用生産資材価格高騰緊急支援事業

千葉県では、農業用生産資材の価格高騰の影響を受ける農業者の皆さんに給付金を交付します。  
▶内容=直近の決算書類における「生産資材費」の1割(上限20万円)  
※生産資材費=種苗費、農具費、農薬衛生費、諸材料費。  
※個人事業主の場合、原則として青色申告を行っている場合が対象です。  
※直近決算における生産資材費が20万円以上の農業者に限ります。  
▶申請期間=12月15日(金)まで  
※令和5年1月1日以降に営農を開始した認定新規就農者は、令和6年1月31日(水)まで  
☎千葉県農業用生産資材支援事務局  
☎0120(985)124 (土)・(日)・祝日・年末年始を除く平日10時~19時



▲特設サイト(県ホームページ)

千葉県 農業資材 支援 検索